

新旧対照表（青森県食品衛生法施行細則）

改正後	改正前
<p>第二条 省令第二十八条第一項の規定による製品検査申請書は、第一号様式による。</p> <p>2 次に掲げる書類の様式は、知事が別に定めるところによる。</p> <p>一 省令第四十九条第一項の規定による食品衛生管理者設置（変更）届書</p> <p>二 省令第六十七条の規定による営業許可申請書</p> <p>三 省令<u>第六十七条の二第一項</u>、第六十八条第一項、第六十九条第一項及び第七十条第一項（<u>これらの規定を省令第七十条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。</u>）の規定による許可営業者（<u>届出営業者</u>）地位承継届出書</p> <p>四 省令第七十条の二<u>第一項</u>の規定による営業届出書</p> <p>五 省令第七十一条の規定による営業許可申請事項等（営業届出事項）変更届出書</p> <p>六 省令第七十一条の二の規定による廃業届出書</p> <p>七 府省令第二条の規定による食品等回収届出書</p> <p>八 府省令第三条の規定による食品等回収届出事項変更届出書</p> <p>九 府省令第四条の規定による食品等回収終了届出書</p>	<p>第二条 省令第二十八条第一項の規定による製品検査申請書は、第一号様式による。</p> <p>2 次に掲げる書類の様式は、知事が別に定めるところによる。</p> <p>一 省令第四十九条第一項の規定による食品衛生管理者設置（変更）届書</p> <p>二 省令第六十七条の規定による営業許可申請書</p> <p>三 省令第六十八条第一項、第六十九条第一項及び第七十条第一項の規定による許可営業者地位承継届出書</p> <p>四 省令第七十条の二の規定による営業届出書</p> <p>五 省令第七十一条の規定による営業許可申請事項等（営業届出事項）変更届出書</p> <p>六 省令第七十一条の二の規定による廃業届出書</p> <p>七 府省令第二条の規定による食品等回収届出書</p> <p>八 府省令第三条の規定による食品等回収届出事項変更届出書</p> <p>九 府省令第四条の規定による食品等回収終了届出書</p>